



昭和45年6月10日



秋穂町広報

No. 102

人口と世帯数

(6月1日現在)

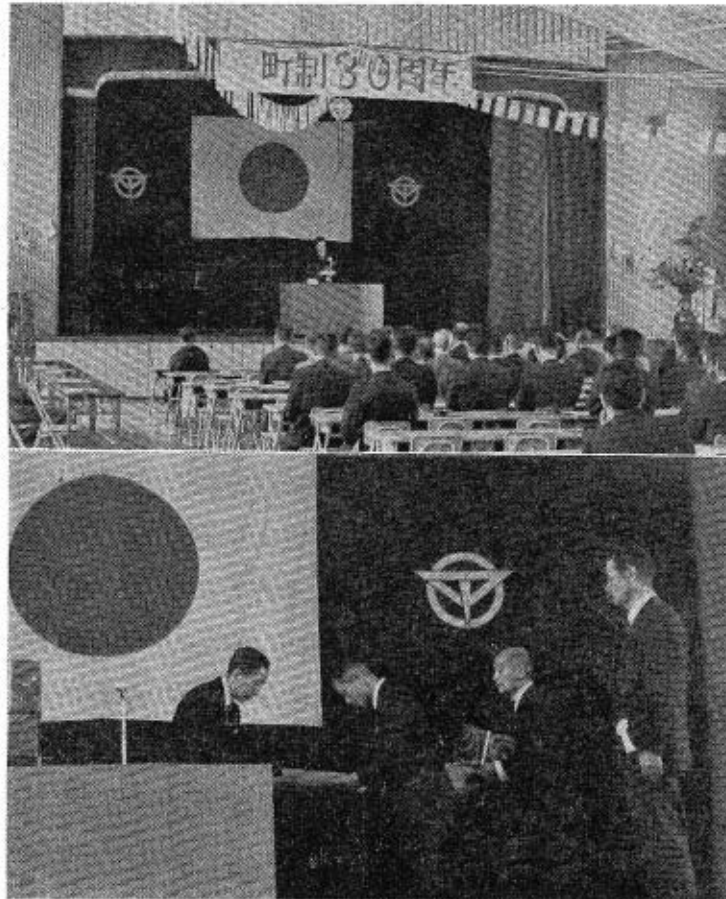
人口	9493人
男	4514人
女	4979人
世帯数	2360世帯

町制30周年記念

昭和十五年四月二十九日秋穂町に町制がしかれ、今年には三十周年にあたります。このため四月二十九日、

午前十時より秋穂中学校屋内運動場で、山口県知事始め多くの来賓を迎え記念式典が行なわれました。この三十年間、大東亜戦争或いはキジヤ台風による大被害など幾多の困難にもめげず町民とぞって、住みよい建設的な町づくりに努められたことよって、今日の発展をみる事ができました。特にこの三十年間の間に町のためにつくされた次の人達に表彰状を贈りその功績をたたえま

功労者 四名
 社会事業 上田 博人
 産業



- 町議会議員 故岡田 甲 故中村 小治郎
- 教育委員 有富正直 吉永十介 大塚健一 若村弥次郎 片岡薰 藤岡三子 安田修三 末貞巖 赤瀬純一 故岡田 甲
- 民生委員 西村利治 若村弥次郎 河野梅治 原野良平 小野忠介
- 農業委員 原野良平 小野忠介
- 国民健康保険運営委員 安田民子
- 区長 平田新作 末貞巖
- 土地改良委員 田中 榎一 浜崎喜四郎 藤田修三 室田亀吉 中村柳甫 村光栄助 松富伊之助 中川寿雄
- 消防団員 吉田嘉義 松田 嘉一
- 町職員 山室文夫 中田信一 田代宇佐 河野新治

7月21日 投票7月1日告示 (立候補受付)

秋穂町土地改良区総代総選挙

本年度で任期満了となる秋穂町土地改良区の選挙は7月21日が総選挙の期日と決まりました。

立候補の受付は7月1日から7月10日までで選挙すべき総代の数は54名です。

土地改良区の組合員の方は投票には棄権しないように!!

- 岡田昭治 福田雅二 三好修治 徳光睦子 西村睦子 内田睦子 井方弘治 福江敏勝 松崎一登 横沼圭一 岡田圭治 岡田圭治 山内勤二 入江五郎 江内雄郎 山室文夫 中田信一 田代宇佐 河野新治

「とじこんで保存しましょう」

親子体操でにぎわった 体力づくり町民体育大会

あいにくの雨にたゞられましたが、町民各位のご協力により大会が盛大かつ有意義に開催出来ましたことを厚くお礼申し上げます。尚、社会体育の一端として親子体操を推進してありますこの親子体操が一般演技で大会に花をそえました。大会の成績は、次のとおりです。

成 績 表

部制	優 勝	2 位	3 位
1 部	黒 鴻 南	下 村	祇園町
2 部	屋 戸 内	浜 内	中津江
3 部	花 香 南	東天田	西天田
4 部	金 山 令	宮ノ且	先青江
5 部	海 岸 通	花香北	赤 崎



親 子 体 操

昭和45年度から 体力づくり指定町に内閣 総理府より指定される!

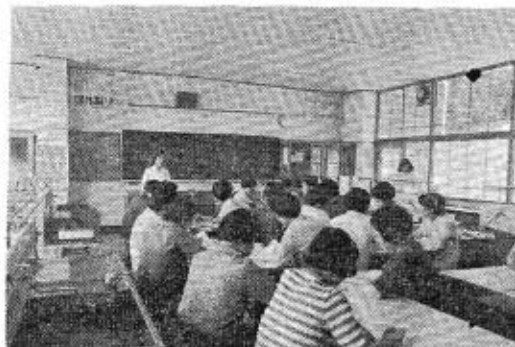
太陽のように明るく、大地のように限りなく力強い人間をめざし、体力づくりをおして全町民が明るく健康で幸せな生活を願って体力づくり運動に取り組んでおりますが、このたび内閣総理府より体力づくり指

一分野として栄養改善推進協議会が発足され、昭和45年度の実践目標ならびに体力づくり栄養改善推進委員研修項目、委員名が次のとおり決まりました。

昭和45年度体力づくり

栄養改善推進委員名簿

部 落 名	氏 名	部 落 名	氏 名
大河内北	大田八重子	海岸通	内田ヒサヨ
天神町	山本豊子	東本町	平田多恵子
浜中	本田礼子	本町	高岡ヒサヨ
中条	津田悦子	祇園町	松村八重子
浜内	時乗節江	〃	岡村 恒子
〃	福島圭子	下 村	福永マチ子
赤崎	宮崎安子	〃	佐野 智子
西青江	安光政枝	中 野	横沼 貞子
〃	林 洋子	東天田	岡田 重子
中津江	藤田静枝	西天田	田中 礼子
〃	山本トヨ	〃	福田 伸子
屋戸	金山百枝	宮ノ且	日高ツヨミ
加茂	石本ツユコ	黒鴻南	井方津留江



※ 実践目標

- (1) 六つの基礎食品を毎日とりましょう。
- (2) 乳を1人1本飲みましょう。(特に幼児、老人)
- (3) 主食は強化米、強化麦を入れて食べましょう。
- (4) 緑黄野菜と油を毎日必ずとりましょう。
- (5) ふとん寝具を干しましょう。

研修項目

回数	月日	講 義 内 容	実 習 話 し あ い 内 容
		1 回	5月29日 (金)
2 回	7月14日 (火)	○食品の衛生的取扱い ○栄養診断実施(カルテ説明)	○夏まけを防ぐ栄養料理(貧血・夏ばて) ○血液検査
3 回	9月24日 (木)	○妊婦の栄養 ○乳児の栄養食	○妊婦の保健
4 回	10月7日 (水)	○成長期の栄養(受験期前の栄養) ○便利で使いやすい台所器具	○自由献立による実習
5 回	1月22日 (金)	○成人病予防(がん) (映画上映)	○老人食の実習
6 回	2月10日 (水)	○正しい葉の使い方 ○何をどれだけ食べればよいか (年令別性別食糧構成)	○推進員活動はどうなっている ○栄養診断カルテによる調査集計 (まとめ)

※貸し出し用のプロパンガス一式並復伝講習用器具一式を(近日中に予定)を町公民館に備え付けておりますのでご利用下さい。

十月一日 国勢調査

国勢調査は、五年おきに行なわれますが、今年はこの調査が始まってから十一回目になりますので、十年目ごとに調査される大規模調査に当り史上最も大きい調査になります。

この調査をすることによって、人口の地域間の移動状況等、人口の状況を詳細に明らかにすると共に調査

の結果は雇用、産業、教育住宅などの対策や、財政需の算定などに用いられるなど重要な調査です。

国勢調査は、十月一日に日本国内に常住している全員について、本人の常住地で申告することになっていきますので、一人もれなく正確に申告下さるよう皆様の御協力をお願い致します。

四月一日 戸籍法の一部が改正されました

出生・死亡の届出は、従来までは、出生及び死亡の届出地が事件発生地に限定されていたのが改められ、事件本人の本籍地又は届出人の所在地のほか、事件発生地でもすることができるようになりました。

用語の意義
事件発生地とは
出生地 死亡地



国民健康保険に加入の皆さんへ

事件本人とは
出生の場合 生まれた 子
死亡の場合 死亡者

新しい被保険者証をお届けいたしました。この被保険者証は国民健康保険で治療を受けることができる証明書ですから大切に保持し治療を受ける際には必ず提出して下さい。尚次のことには是非ともご協力願います。

1. 新たに資格を取得されたとき
出生・転入・社会保険に加入した場合には被保険者証を持って十四日以内に届出をすることになっていきます。特に社会保険を脱退し国民健康保険に加入された際の届出が遅れがちになっておりますので期限内に届け出て下さい。

2. 加入資格がなくなったとき
転出・死亡・社会保険に加入した場合には国民健康保険に加入する資格がなくなり、この届出も十四日以内です。この届出をしないで引続き国民健康保険で治療を受けられずと国民健康保険が負担した治療費は返していただくこととなります。特に社会保険に

加入された場合の届出が遅れがちになっていきますので期限内には届け出て下さい

3. 交通事故などにあつたとき
交通事故などいわゆる第三者の行為によって受けた傷害の治療費は加害者が負担するのが原則です。加害者が経済上などの事情で、治療費をすぐ負担することが出来ない場合には国民健康保険で治療を受けてもよいわけですがこの場合国民健康保険は加害者にかわって治療費を一時立替払いをするだけであつてのち程立替えた治療費を加害者に請求することになります。ですから万一皆さんが交通事故などにあつてやむを得ず国民健康保険で治療を受けられる際には必ず町役場保険年金課(有線二三三三番)にご連絡願います。

この連絡がないと国民健康保険は負担しなくてもよい治療費を負担することになり、医療費もそれだけ増え保険の引上げの原因にもなりますので必ずご連絡されるようお願い致します。

新評価額に基く固定資産税のあらまし

本年度の地方税法改正で固定資産税の計算の方法が一部変わりました。これは土地の固定資産評価額が評価替えされたため固定資産税の負担が急激に増加することのないように取られた措置であり、その概要は次のとおりです。

◎宅地等(農地以外の土地)
土地の昭和四十五年度分の評価額をその土地の昭和三十八年度分の評価額で除して得た数値(上昇率)が

次の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ同表の下欄に掲げる負担調整率を当該土地の昭和四十四年度分の課税標準額に乗じて得た額に一〇〇分の一・四を乗じて得た額が当該土地の固定資産税額となります。

上昇率	負担調整率
三倍未満	一・一
三倍以上八倍未満	一・二
八倍以上二五倍未満	一・三
二五倍以上	一・四

◎農地

一般農地に係る固定資産税は当分の間、昭和三十八年度の税負担をそのままですえおく措置が講ぜられました

交通遺児に愛の手を スタートした遺児手当

一、目的

交通災害等により父母等を亡くした遺児を激励し就学等の安定を図るため、遺児を養育している方に対し交通遺児等援護手当を支給しましょうというものです

二、定義

(一)交通災害等とは、陸上海上および航空の交通に起因する災害ならびに台風、地震、水害、地すべり等の天災に起因する災害をいう。

(二)父母等とは、父母の両方、もしくは一方、または主として児童を監護し、かつ生計を維持している者

(三)遺児とは、父母等が交通災害等により死亡または廃疾の状態で小学校一年から中学校三年迄の児童をいう。

(四)保護者とは、親権を行なう者、後見人またはその他の者で遺児を現に養育している者を含む。

三、支給要件

(一)県内に居住している者

(二)現年度の住民税の所得

割の非課税世帯である者

手当は、遺児が次の各号のいずれかに該当するときは支給致しません。

(一)日本国民でないとき。

(二)県内に居住しなくなつたとき。

(三)父または母が婚姻(事実婚を含む)をし、それらの者に養育されることとなったとき。

(四)その他諸施設へ入所したとき。

四、支給額

月を単位として支給する

五年年金 ただいま受付中!!

六月末日までに申込みを

昨年十二月に改正された国民年金法のうちで、高令者の任意加入が再び認められたことは、高令者にとつてまことに喜ばしいことです。このいわゆる五年年金の申込みは、本年一月から行っていますが二月末までの加入申込み者はすでに県で九千三百名に達しています。

そこでこの五年年金についてお知らせします。

五、手当の支給

ものとし遺児一人につき月額一、〇〇〇円とする手当は、交通災害等の生じた日の属する月から、手当を支給する事由が消滅した日の属する月まで支給する。

六、受給資格者としての手続き方法

保護者は、交通遺児等援護手当認定申請書を町役場住民課又は大海支所へ提出して下さい。

尚、認定後のいろいろな変動につきましてはすみやかに報告していただきます。

くわしいことは、住民課又は、大海支所にお問い合わせ下さい。

入できなかった人や昭和三十五年十月以後に加入したが、昭和三十六年三月三十一日までの間に脱退した人も加入できます

(2)厚生年金などの他の年金制度に加入していない人。申込みの期間は六月末日までです。申込みの日には他の年金制度に加入していなければよいこととなります。

(3)他の年金制度から老令(退職)年金や通算老令(退職)年金をもらっていない人、またはもういことができない人。したがって他の年金制度から障害を理由にした年金や遺族年金などを受けている人は加入できません。

○保険料

月額七百五十円
保険料の免除はありません。

○年金額
老令年金額は三万円(月額二千五百円)で保険料を納付した期間が五年になった月(六十五歳未満の人は六十五歳になった月)の翌月から支給されることとなります。したがって五年間に納める保険料の総額は四万五千円になります。この年金をもらいはじめると一年半で納めた保険料の総額がもらえることとなります。

また、この年金はけがなどをしたときに支給される障害年金はもちろん保険料を納めたから三年以上たつて死亡した時に支給される死亡一時金ももらえます。また福祉年金のように所得による支給制限はありませんのでたいへん有利な年金といえます。

○加入申出の期間
昭和四十五年六月末日まで

受付期間もあとわずかなりました。対象者の方は早目に町役場保険年金課へ印かん持参の上お申し出下さい。

自衛官募集 (2等陸・海・空士)

応募資格

18才~25才未満の男子

待遇

衣・食・住支給のほか初任給20,500円(実質給与が約38,000円)他に各種手当・賞与3回、退職金等あります。

福利、厚生

健康管理に万全を期し、スポーツ、娯楽、売店など厚生施設が完備しています。

特典・進路

各種専門技術の免許取得の機会は豊富。通学通信教育を受けることもできます。

志願案内

受付は市役所、町村役場又は自衛隊地方連絡部(出張所)へ

皆さん……………

貯蓄は、豊かで、明るい家庭を築きます。

日常のむだを省いて貯蓄に努めましょう。

前でご不審なことがありましたら保険年金課(有線二三三二)へ御連絡下さい。

山口県心身障害者

扶養共済制度について

一、制度の目的
 身体の不自由な人の将来のために新しく発足した共済制度です。

二、制度のしくみ

全国的なしくみで、加入者の掛金により加入者に万一のことがあった場合、月々二万円の年金が残された障害者に対して一生遡りお支払いされるというものです。

三、加入の条件

心身障害者の保護者、配偶者、兄弟姉妹、その他の親族で次の要件を満たしている人です。

(一) 山口県内に住んでいること。

(二) 六十五才未満であること。

国民年金に加入しましょう

国民年金は、農林水産業者や商工業者などを対象に年をとった時に老令年金をけがなどで障害者になったときは障害年金を、生活の中心者をなくしたときは母子年金や遺児年金等を支給して、加入者やその家族の生活の不安をなくすための年金制度です。

現在この国民年金に加入しなければならぬ人は、

と。(四十六年四月からは四十五才未満)

(三) 特別の病氣や障害がないこと。

四、対象となる障害者

(一) 精神薄弱者
 (二) 障害者手帳の一級から三級までにあたる身体障害者。

五、加入手続き

町役場住民課または大海支所に次の書類を提出して頂きます。

(一) 加入申込書。
 (二) 加入申込書と障害者の

住民票の写し。

(三) 加入申込書告知書。
 (四) 心身障害者証明書。
 (五) 年金管理者指定届書。

六、掛金の額

(一) 三十四才まで
 月額一、〇〇〇円
 (二) 三十五才から
 四十四才まで
 月額一、三〇〇円
 (三) 四十五才以上
 月額一、五〇〇円

年令は、四月一日現在。生活に困っておられる場合は、掛金の減免があります。
 (一) 生活保護を受けている場合。
 全額免除
 (二) 住民税を全世帯員が納

二十歳から五十八歳までの日本国民ですが、厚生年金保険などの公的年金制度に加入している人や、公的年金制度から老令年金などを受けている人は除外されています。

しかし、公的年金に加入している人の配偶者は希望によって任意加入をすることができ、最近では医療技術

めていない場合
 掛金月額千円につき 五百円
 掛金月額千三百円につき 八百円
 掛金月額千五百円につき 千円
 掛金は、毎月二十日まで山口銀行に支払って頂きます。
 二ヶ月以上滞納しますと、自動的に脱退したことになります。掛捨てになります。
 ※くわしいことは、住民課または大海支所でお問い合わせ頂きます。加入後の諸種の変動による手続き等につきましては、加入の時直接お話し致します。

小林奨学金奨学生の募集について

一昨年度より発足致しました、小林奨学金奨学生の募集を本年も広く町内の有資格者の中より募集することになりました。適格と思われる方は御遠慮なく応募されるよう、お知らせ致します。尚制度の内容応募資格等の概要を申しますと次の通りです。

一、制度の内容
 本奨学金の奨学生となったものについては、大学、在学中(但し四ヶ年間)年間五万円以内の奨学金を給付する。この奨学金は返還を必要としない。

二、応募の出来る人
 (一) 本籍又は現住所が秋穂町にある人又は、その子供であつて国立・公立・私立の大学生であること。
 (二) 但し短期大学は除きます。
 (三) 心身ともに健康で向学心に富み有能な素質と優秀な学習成績をおさめ将来社会において、有用な人物とな

ると期待出来るものとする
 尚日本育英会その他の奨学金の奨学生であっても差支えありません。
 (一) 家計の年間総所得金額が百五十万円以下であると認められるもの
 三、申込期間
 毎年五月一日より受付を開始六月三十日に願書の受付をメ切ることに成り居ります。願書の交付・申込等は秋穂町教育委員会で取扱っており詳しいことは、町教育委員会へお問い合わせ下さい。

旧金鵄勲章年金受給者に一時金が支給されます

次の各号のいづれにも該当する者に一時金十万円が支給されます。

一、日清戦争から満州事変までの武功により金鵄勲章を授与され昭和二十年十二月三十一日現在金鵄年金を受けておられた方
 (支那事変の武功により金鵄勲章を授与されている者は除かれます)

二、昭和三十八年四月一日に日本国籍を有する者
 三、昭和二十一年一月一日から昭和三十八年三月三十一日までの間に三年をこえる徴役又は禁錮以上の刑に処せられたことのない者

この一時金は昭和四十六年一月十七日まで請求されないときは時効により支給権を失います。
 該当すると思われる方は、早く保険年金課で手続きされるようお知らせいたします。なお、該当者が一時金を請求しないで死亡した場合には、その者の相続人が本人の名で一時金の請求をすることが出来ます。

詳細は保険年金課にお問い合わせ下さい。

アキスのねらう

農 繁 期

◎チョットのルスでも必ず鍵をかけましょう。
 ◎お休み前にもう一度戸締りを確かめましょう。

選挙人名簿の登録

9月が定時登録月です 6月1日までに住民登録が済んで いないと登録されません

選挙人名簿の登録は、定時登録（毎年9月1日現在で同月10日登録）と随時登録（選挙が行なわれるつど）があります。

◎被登録資格

選挙人名簿への登録資格は町内に住所があり年齢満20歳以上の日本国民で住民基本台帳に引続き3ヶ月以上記録されている者となっております。

◎9月の定時登録で登録される者は

- ① 昭和45年9月1日現在日本国民であること。
 - ② 昭和25年9月2日以前に生まれた者であること。
 - ③ 昭和45年6月1日以前から引き続き住民基本台帳に記録されており、そこに居住している者であること。
- 3つの条件を全部をなえていることが必要です。したがって、次のような場合は登録されませんので注意してください。

◎ボランティアとは

秋穂町社会福祉協議会は昨年度から、下関市と共に「ボランティア」開発地区の指定をうけて、その開発発見に努力して居ります。あなたの「善意」と「協力」を待っています。

◎社協だより

(1) 選挙人名簿の登録についてわからないことは、どんなことでも町選挙管理委員会にお問い合わせください。

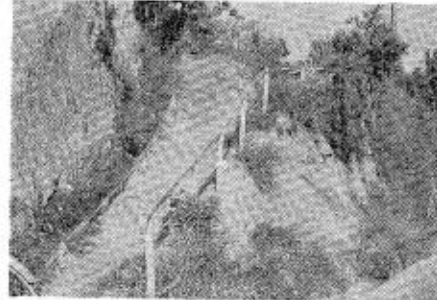
(2) 転入、転出、転居などの異動があったときは、必ず役場住民課に届け出てください。

◎誰れもが明るく 幸せになるために

あなたの目で、体で知ろうボランティア活動あなたの目にはあまり映らないでしょうが、お宅の隣り近所や職場や地域には、

- ・ 生計に困っている人
- ・ 心や体に障害がある人
- ・ 年老いた孤独の老人、疾病老人
- ・ 父子・母子家庭

「ボランティア」開発地区の指定をうけて、その開発発見に努力して居ります。あなたの「善意」と「協力」を待っています。これらの人々は、あなたと全様、一生懸命に、社会の



児童、老人、重症心身障害児（者）など社会福祉を必要とする人々のために、時間の許す範囲で、自主的に無報酬で自分の能力や技術に応じた奉仕活動をする人を行います。

一員として、人一倍の努力を払って居ることを知りましょう。特に若い人には、将来のためにも、より困難な家庭の実態を、自分の手にとどく範囲で知る必要があります。

本町でも若い青年のボランティアグループが二・三できて地道な活動をして居られることは嬉しいことであり、又感謝して居ります。次に近頃の活動の一端を、ご紹介しまして、皆さんと共に感謝を捧げたい。

○先づ田中豊美君を中心とするSRCの

- 中田 笑子
- 山重 啓子
- 大村 敏子
- 田中 ひろ子
- 松西 さとみ
- 原田 正子
- 外原 JRC

の皆さんは過ぐる五月五日折柄の猛雨の中を串山ハイキングコースの標識板を立てる作業、文字通り、ずぶ濡れとなってハイカーのための奉仕でありました。

今後数多くの人たちは迷わずこのコースでのハイキングが楽しめることでありましょう。

○次に大黒政夫君を団長とするエレファントクラブ

- 荒川 伝作
- 板垣 好勝
- 上田 文義
- 秋本 勝義

徳永 キミ子 繁 宮敏子さん等のグループは過ぐる四月二十六日～五月十七日の両日にわたって、下村の上田トクさん宅を訪問、トクさんは老令の上に眼がうすく一人ぐらしであるが、時折住居が崖の上にあるため下の道路に落ちることなどがあつたことを聞いて資材をもち寄り、全宅の前道路沿いに柵をつくって、トクさんの安全を守ってあげる汗の奉仕をして、トクさんから感謝されて居ることは勿論一般の人々もその若い人々の崇高な精神にひとしく胸をうたれて居ります。この外にも奉仕のグループもありますし、又個人的に人知れず黙々と奉仕を続けて居られる方もあります。社会福祉協議会では

- (1) 児童の健全育成のため
- (2) 心や体に障害のある不幸な方々に
- (3) さびしい老人に

こうした方々に、より明るく幸せな生活を送っていたく為に皆さんの善意の力を集め、ボランティア活動を押しすすめたと思えます。あなたの参加があつてこそボランティア活動は発展して行くのです。一人でも多くの方々の参加をお待ちして居ります。



よい子とママの
花いっぱい！
太陽の日ざしに
花が美しく花だんに
咲きそめておりました。
写真は 中条子ども会花だん

「はかり」の定期検査について

一、定期検査を受けねばならない計量器の種類

物品の販売又は購入など商業上に使われるはかり並びに学校・団体・医院・薬局等が証明上使用する総べてのはかりが検査の対象となります。

二、検査日時場所





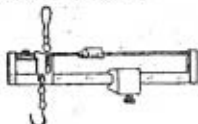




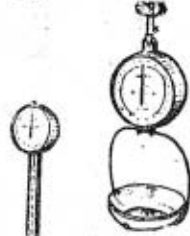

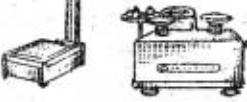
七月六日午後一時から
午後三時まで 大海支所
七月七日午前十時から
午後三時まで 秋穂町役場

三、検査の手数料

検査手数料の額は次表の通りです。なお検査当日は必ず印鑑をご持参下さるようお願いいたします。

この検査を受けないで計量器を取引上又は証明上に使用したときは五万円以下の罰金に処せられることがあります。

計量器定期検査手数料表

種 類	型式および能力	1個当りの手数料 (円)	種 類	型式および能力	1個当りの手数料 (円)
(1) 手動天びん 	感量がひょう量の $\frac{1}{5,000}$ をこえるもの	30	(7) 指示はかり 直線目盛のみのあるもの 	ひょう量が 10kg以下のもの	5
	" " 以下のもの	40		10kgをこえるもの	10
(2) 棒はかり 	ひょう量が 20kg以下のもの	5	その他のもの 	ひょう量が 20kg以下のもの	30
	" 50kg "	10		" 100kg "	50
	" 100kg "	15		" 200kg "	60
(3) 懸垂手動はかり 	ひょう量が 5kg以下のもの	15		" 500kg "	110
	" 10kg "	20		" 1000kg "	180
	" 20kg "	40		" 2000kg "	360
	" 200kg以下のもの	60		" 5000kg "	750
(4) 等比皿手動はかり 	ひょう量が 500g以下のもの	20		" 10000kg "	1000
	" "をこえるもの	30		" 30000kg "	2000
(5) 皿手動はかり(その他) 	ひょう量が500g以下のもの	70			
	" 5kg以下のもの	40			
	" 10kg "	50			
(6) 台手動はかり 	ひょう量が 100kg以下のもの	70			
	" 200kg "	80			
	" 500kg "	120			
	" 1000kg "	240			
	" 2000kg "	470			
	" 5000kg "	1,160			



調理師の試験について

昭和45年度の調理師試験が次のように実施されます

- 一、試験日時
昭和45年8月20日(木)
午前10時から午後3時まで
- 二、試験場所
山口市糸米一丁目一号
山口高等学校
- 三、試験科目
衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論
- 四、受験願書の提出期限
昭和45年7月10日
- 五、その他詳細は
山口保健所「TEL〇八三九二〇五一一番」又は町保険年金課へおたづね下さい。

「けし」の栽培にはじゅうぶん注意して下さい
美しいと思つて庭先などに「けし」の花を植えていると罰せられることがあります。

「けし」にはいろいろの種類があり麻薬のとれるものに「本けし」麻薬のとれないものに「ひなげし」(ぐ美人草)や「おにげし」などあります。
植えてよい「けし」と植えて悪い「けし」を見分けると次のとおりです。

- ◎植えて悪いけし
1. 草丈1.5~1.5メートル
- 2. 全草はなめらかな感じ
- 3. 葉の付根は茎を包んでおり葉の形は長だ円形をしている。
- ◎植えてよいけし
1. 草丈0.5~0.6メートル
- 2. 全草に粗毛が生えている。
- 3. 葉の付根に葉柄があり葉の形は羽状をしている。

- 6月15日後の予防接種予定
- 15日種痘一期(支所)
- 19日種痘検診(公民館)
- 22日種痘検診(支所)
- 23日ツベルクリン反応(秋穂側保育園児)
- 24日ツベルクリン反応(大海保育園児)
- 25日BCG(秋穂側保育園児)
- 26日BCG(大海保育園児)

警察官募集

採用予定人員 八〇名(山口)
尚本年は京都府・兵庫・神奈川・大阪・警視庁も同一試験で採用されます

受験資格
(1)警察官④
大学の学部(同等と認めるものを含む)を卒業した者または昭和四十六年三月までに卒業の見込の者

(2)警察官⑥
A以外の者(学歴は問いませんが高等学校卒業程度の学力を必要とします)

(3) 年令昭和・性別十八年四月二日から昭和二十八年四月一日までに生れた男子

29日百日咳ジフテリア破傷風混合予防注射(公民館)
30日百日咳ジフテリア破傷風混合予防注射(支所)
時間はいづれも午後1時30分から2時30分まで。

善意銀行からの御礼

次の方々から香典返しに或は特別な善意のご寄託を受けました。誠に有難く厚く御礼申し上げます。
香典がえし(敬称略)

中野 秋重 和民
花北 平田 熊治
北条 西村 光人
中野 内田 静元
大河内 若村 千里
下村 井出ナミヨ
中野 原田 敬喜
井南 時繁 尚文

一般寄付
一金五千元 受賞記念
山口市 難波 要二
一金壹千円 匿名
海岸通 匿 名
一金参百五十円 拾得報償金
秋穂小六年 荒瀬 勝康
一、ボールペン 一本
上本町 若月 基助
一金壹千八百円 防犯連絡員報償金を

森王 義男
尾中 郁雄
松本 鶴松
上田亥佐夫

申込書を準備しております。
受付期間
五月二十五日から八月十七日までです早めに申込んでください。

三浦 誠
砂田 善一

〇先般秋穂沖に於いて遭難物故されました遺族の方々から追善のため、左記の通りご寄贈がありました。謹しんでご冥福を祈ります。

小郡町津市 長弘 満
一金貳万円
小郡町新丁 村田 良枝

(1)論文・作文試験
警察官④論文
警察官⑥作文

(2)身体検査および体力検査身長一六〇センチ以上、視力〇・六以上または裸眼視力が〇・一以上で、矯正視力が一・〇以上

(3)第二次試験は八月二十七日(木)二十八日(金)の予定で、山口県警察学校において口述試験、身体精密検査適正検査を行ないます。

(4)最終合格者の決定発表は十月二十七日(月)の予定で合格者の採用は昭和四十六年四月一日の予定です。

給 与
各人の経歴によって異なりますが、最低の給与額は
高校卒(初任給) 二七、一一〇円
短大卒(一々) 二九、一五〇円
大学卒(初任給) 三一、一五〇円
ほか、通勤手当、扶養手当等が支給され、さらに勤務に必要な被服類、靴等も支給されます。

ハト飼育者へ
最近ハトによる、農作物の被害が目立っておりますハトは小屋でよく管理し、餌は充分に与え、他人に迷惑がからないように注意しましょう。

